

第3編 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画

第1節 障がい福祉サービスに関する成果指標

障がいのある人の地域生活への移行や就労支援を進めるため、国の基本指針に基づくとともに、本町や圏域市町村の実情を考慮し、第6期障がい者福祉計画の成果目標を以下のとおりに設定します。

1 福祉施設から地域生活への移行促進

国の考え方

- ①令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- ②令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。
- ③令和2（2020）年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

町の目標【成果指標】

区分	数 値
令和5年度末までに地域生活に移行する人数	1人
令和5年度末時点における施設入所者数	10人

●考え方●

令和元（2019）年度末時点の施設入所者数11人のうち、6%以上が地域生活へ移行することを目標とすることとされているため、1人（9.1%）が地域生活へ移行することを目標とします。

令和5（2023）年度末の施設入所者数については令和元年度末時点の施設入所者数11人から1.6%以上削減することを目標とすることとされているため、1人（9.1%）削減した10人を目標とします。

また、令和2（2020）年度末において、第5期計画策定時点の目標の達成が見込まれるため、上記の方法で算出した数値を目標とします。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方

- ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、基盤整備状況を評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定する。
具体的には、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。【新規】
- ②地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、一年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、令和5（2023）年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- ③入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和5年度における目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とする。

※精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を以下のように定めます。

千葉県計：2,052人

大多喜町：3人

町の目標【活動指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	30人	30人	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

●考え方●

第5期計画の目標であった保健、医療、福祉関係者による協議の場については、令和2（2020）年度末に圏域において設置が完了しました。

また、国の定める①～③の目標は原則として都道府県が定める目標値であるため、本町では活動指標を定め、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の考え方

- ①令和 5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- ②その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

町の目標【成果指標】

区分	目 標
地域生活支援拠点の数	1 か所
地域生活支援拠点の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	1 回

●考え方●

地域生活支援拠点は第 5 期計画期間中に設置できなかったため、令和 3（2021）年度までに夷隅郡市内市町と連携し、設置に向けて調整します。

また、設置後は、機能充実のための運用状況の検証及び検討の機会を設けます。



4 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方

- ①令和 5（2023）年度における一般就労への移行実績を令和元（2019）年度の 1.27 倍以上とする。
- ②令和 5 年度における一般就労への移行実績を、就労移行支援事業については令和元年度の 1.30 倍以上、就労継続支援 A 型事業については令和元年度の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業については令和元年度の概ね 1.23 倍以上を目指す。【新規】
- ③就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新規】
- ④就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和 5 年度における就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする。【新規】
- ⑤一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定にあたり、令和 2（2020）年度末において、障害福祉計画で定めた令和 2 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 5 年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

町の目標【成果指標】

区分	数 値
令和 5 年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する障がい者数	2 人
令和 5 年度に就労移行支援事業所から一般就労をする障がい者数	2 人
令和 5 年度に就労継続支援 A 型事業から一般就労をする障がい者数	0 人
令和 5 年度に就労継続支援 B 型事業から一般就労をする障がい者数	0 人
令和 5 年度の就労定着支援事業の利用者数	2 人
令和 5 年度の就労定着支援事業所における就労定着率が 8 割以上の事業所の割合	町内 1 か所

●考え方●

令和元（2019）年度末時点の一般就労への移行者実績は 1 人となっていたため、1.27 倍以上の 2 人（2 倍）を一般就労への移行者数の目標とします。

就労移行支援事業については、令和元年度実績の 1 人の 1.30 倍以上を目標値とすることとされているため、2 人（2 倍）とします。また、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業については令和元年度実績が 0 人となっていたため、引き続き 0 人となることを見込みます。近隣の就労移行支援事業所数は減少傾向にありますが、一般就労に移行する障がい者数について

は利用施設の場所を問わないため、上記のような目標設定としています。

令和5（2023）年度の就労定着支援事業利用者数については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の目標（2人）のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とするとされているため、2人を目標とします。

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、令和5年度における就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすると示されています。本町には就労定着支援事業所が1か所ありますので、定着率が8割以上となるよう協力していきます。



5 相談支援体制の充実・強化等【新】

国の考え方

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。【新規】

町の目標【活動指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言回数	—	—	7回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	—	7件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	—	6回

●考え方●

本町では、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保のため、基幹相談支援センターを夷隅郡市の他の市町と協力して令和5（2023）年度の設置を目指します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】

国の考え方

令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。【新規】

町の目標【活動指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	1回	1回

●考え方●

本町では、障害福祉サービス等の質の向上について、夷隅地区自立支援協議会内の体制を活用し、関係自治体や事業所等と協議や情報共有する場を確保します。

第2節 障がい福祉サービスの見込

1 訪問系サービス

サービス名称	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	居宅において生活全般にわたる援助を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・その他生活等に関する相談及び助言
重度訪問介護	重度の障がいのある人で常に介護を必要とする人に、居宅において、生活全般にわたる援助と外出時の支援を総合的に行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・外出時における移動中の介護 ・その他生活等に関する相談及び助言
同行援護	視覚に障がいがあり、移動に著しい困難のある人に、移動時及び外出先において支援を行います。 ・視覚的情報の支援(代筆・代読を含む) ・移動の援護、排せつ・食事等の介護
行動援護	知的・精神・発達に障がいがあり、行動や移動に著しい困難のある人に、移動時及び外出先において支援を行います。 ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ・外出時における移動の援護、排せつ・食事等の介護 ・その他行動する際に必要な援助
重度障がい者等 包括支援	四肢に麻痺がある人、寝たきりの状態の人、知的障がいまたは精神障がいのある人で、意思疎通や行動上に著しい困難のある人に対し、障がい福祉サービスを包括的に提供します。 ・訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等) ・日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援等) ・居住系サービス(共同生活援助)
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が一人暮らしをはじめたときに、安心して地域で生活を送ることができるよう、定期的に訪問し生活上の相談や助言を行います。 ・食事、洗濯、掃除等に課題はないか ・体調に変化はないか、通院しているか ・地域住民との関係は良好か、等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。定期訪問だけではなく、利用者からの相談があった場合は随時対応します。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	人／月	12	12	13	14	15	16
	時間／月	143	145	164	177	189	202
重度訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人／月	1	1	1	1	1	1
	時間／月	17	14	16	17	17	17
行動援護	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0
自立生活援助	人／月	0	2	2	2（0）	3（1）	4（2）
	回／月	0	2	2	2（0）	3（1）	4（2）

※（ ）内はうち精神障がい者の見込み

◆見込量の考え方◆

居宅介護は、実績が増加傾向となっていたため、今後も増加傾向を見込みます。一人あたり月 12～13 時間の利用を見込み、利用人数が増加することを想定します。

同行援護は実績が増減を繰り返して推移しているため、横ばいを見込みます。

重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援は直近 3 年間で利用実績がないため、今後も利用見込なしを想定します。

自立生活援助は平成 30 年に開始したサービスで、令和元年から利用されています。今後も利用人数の増加を見込みます。

2 日中活動系サービス

○日中活動系サービス（介護給付）

サービス名称	サービス内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、主として日中に障がい者支援施設等で支援を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・生活等に関する相談及び助言 ・創作的活動または生産活動の機会の提供 ・その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助 ・その他の必要な日常生活上の支援
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主として日中に、病院や施設で支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。 ・病院における機能訓練、療養上の管理 ・看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援
短期入所（ショートステイ）	居宅において介護を行う方が疾病等で介護を行うことができない場合に、短期間施設へ入所をして、入浴、排せつ及び食事その他の必要な援助を行います。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生活介護	人／月	21	21	24	24	25	26
	人日／月	426	421	480	504	525	546
療養介護	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	30	31	31	31	31	31
短期入所（ショートステイ）	人／月	5	4	6	7	8	9
	人日／月	43	38	60	75	85	96

◆見込量の考え方◆

生活介護は実績が増加傾向となっていたため、今後も増加を見込みます。一人あたり月 21～26 日の利用を見込み、利用人数が増加することを想定します。

療養介護は実績が横ばいとなっていたため、引き続き横ばいを見込みます。

短期入所（ショートステイ）は実績が増加傾向となっていたため、今後も増加傾向を見込みます。一人あたり月 10 日程度の利用を見込み、利用人数が増加することを想定します。

○日中活動系サービス（訓練等給付）

サービス名称	サービス内容
機能訓練	身体に障がいのある人や難病等の人へ、通所や居宅への訪問によって、身体機能や生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
生活訓練	知的または精神に障がいのある人へ、通所や居宅への訪問によって、生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等、日常生活に関する訓練 ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
就労移行支援	一般就労等を希望する 65 歳未満の人へ、就労に向けて必要な支援を行います。 ・生産活動、職場体験等の機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練 ・適正に応じた職場探しや求職活動に関する支援 ・就職後における職場への定着のために必要な相談
就労継続支援 A 型（雇用型）	雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般就労に移行するための支援を行います。 ・生産活動等の機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練
就労継続支援 B 型（非雇用型）	通所による生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等から一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労先の事業者や家族等との連絡調整等の支援を行います。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
機能訓練	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	15	12	12	15	15	15
生活訓練	人／月	2	1	2	2	2	2
	人日／月	21	18	28	36	36	36
就労移行支援	人／月	2	3	3	4	4	5
	人日／月	34	36	36	45	45	60
就労継続支援A型	人／月	1	1	1	1	1	2
	人日／月	11	26	20	20	20	40
就労継続支援B型	人／月	27	30	32	34	36	38
	人日／月	443	518	512	578	612	646
就労定着支援	人／月	1	1	1	1	1	2

◆見込量の考え方◆

機能訓練は利用人数が 1 人となっていたため、引き続き 1 人の利用を見込み設定します。

生活訓練の利用人数は横ばいとなっていますが、一人当たりの月利用日数は増加傾向にあるため、今後も一人当たりの月利用日数が増加することを見込みます。

就労移行支援は実績がやや増加傾向にあることから、今後も増加を見込みます。

就労継続支援A型（雇用型）の利用人数は横ばいとなっているため、一人当たりの月利用日数を 20 日と見込み、提供体制を確保します。

就労継続支援B型（非雇用型）は実績が増加傾向にあるため、今後も一人当たり月 17 日の利用を見込み、増加を想定します。

就労定着支援の利用人数は 1 人となっていました。一般就労に移行する人の就労定着支援の利用を促進し、令和 5 年度には 2 人の利用を見込みます。

3 居住系サービス

○共同生活援助（グループホーム）

サービス名称	サービス内容
共同生活援助 （グループホーム）	障がいのある人が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の援助を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言 ・就労先その他関係機関との連絡

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
共同生活援助	人／月	18	21	22	23 (11)	24 (12)	25 (13)

※（ ）内はうち精神障がい者の見込み

◆見込量の考え方◆

実績が増加傾向となっていたため、引き続き増加することを見込みます。

○施設入所支援【介護給付】

サービス名称	サービス内容
施設入所支援	障がい者支援施設等に入所している方に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。日中は生活介護や自立訓練、就労継続支援B型を利用します。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
施設入所支援	人／月	12	11	11	11	10	10

◆見込量の考え方◆

実績が減少傾向となっていたため、引き続き地域移行を推進し、減少することを見込みます。

4 相談支援事業

サービス名称	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人に対して、適切なサービスが利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や見直し等の支援を行います。 【サービス支給決定前】 訪問等によるアセスメント、利用に向けた関係機関との連絡調整、サービス利用計画案の作成、その他サービス利用に関する相談・助言 【サービス支給決定後】 サービス等利用計画の作成、計画の見直し（モニタリング）、関係機関との連絡調整、その他サービス利用に関する相談・助言
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している人や、精神科病院に入院している人が地域生活へ移行する際に必要な、住居の確保や障がい福祉サービス事業所への見学、相談等、その他地域生活への移行に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において、単身である等緊急時の支援が見込めない障がいのある人に対して、常に連絡が可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等に、相談・訪問等の緊急対応を行います。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	人／年	83	89	95	100	106	112
	人／年（延）	197	211	224	237	251	266
地域移行支援	人／年	0	3	3	3 (3)	4 (4)	5 (5)
	人／年（延）	0	8	10	12 (12)	16 (16)	20 (20)
地域定着支援	人／年	5	4	5	6 (2)	7 (3)	8 (3)
	人／年（延）	40	41	42	45 (15)	48 (21)	51 (19)

※（）内はうち精神障がい者の見込み

◆見込量の考え方◆

計画相談支援、地域移行支援は増加傾向となっていたため、引き続き増加を見込みます。

地域定着支援は、1 年あたりの人数は横ばいとなっていました、延人数は増加傾向となっていたため、増加を見込みます。

5 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障がい者や難病患者に購入費や修理費の給付を行います。

今後も申請に応じて支給を行います。

6 自立支援医療

自立支援医療は、心身の障がいに伴い必要な医療について医療費の自己負担を軽減する制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は「18 歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術等)のための医療費支給」、「育成医療」は「18 歳未満の身体障がい児の手術等(斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析等)のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障がい等、心の病気による通院医療費の支給」です。

今後も申請に応じて支給を行います。

第3節 地域生活支援事業の見込

1 理解促進研修・啓発事業

サービス名称	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいの理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
理解促進研修・啓発事業	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

◆見込量の考え方◆

本町では、5期計画期間中は未実施でしたが、障がいの理解を深めるための啓発を目的とした広報活動の令和4年度からの実施を目指します。

2 自発的活動支援事業

サービス名称	サービス内容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動の支援を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	実施

◆見込量の考え方◆

本町では、5期計画期間中は未実施でしたが、障がいのある人、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動への支援の令和4年度からの実施を目指します。

3 相談支援事業

サービス名称	サービス内容
相談支援事業	【障がい者相談支援事業】 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整を行います。 【市町村相談支援機能強化事業】 一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置します。 【住宅入居等支援事業】 一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続支援、入居者である障がい者、家主等に対する夜間を含めた緊急時の相談支援等を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
障がい者相談支援事業所数	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—

◆見込量の考え方◆

障がい者相談支援事業所数で見込みますが、身体・知的・精神・発達障がいに対応できる充実した相談支援体制づくりに努めます。さらに専門的な指導・助言・人材育成の支援を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

今後は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターについて、令和5年度の設置を目指して夷隅郡市内の市町村と協力検討していきます。

住宅入居等支援事業は、障がいのある人の一般住宅への賃貸の希望が無いことから、未実施としてきました。今後も未実施としますが、一般住宅への賃貸の要望により対応していきます。

4 成年後見制度利用支援事業

サービス名称	サービス内容
成年後見制度 利用支援事業	障がいのある人の権利を擁護し、自立生活を支援するため、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対して、申立てに要する費用及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度利用支援事業	2	2	2	2	3	3

◆見込量の考え方◆

実績は横ばいとなっていますが、啓発を実施し、増加を見込みます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名称	サービス内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施

◆見込量の考え方◆

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制づくりに努め、令和5年度からの実施を目指します。

6 意思疎通支援事業

サービス名称	サービス内容
意思疎通支援事業	障がいのある人の社会参加の機会を支援するために、手話通訳派遣、要約筆記派遣等の意思疎通にかかわる支援を行う事業です。手話通訳者を町に配置する事業も当該事業に含まれます。手話通訳については、国家資格として「手話通訳士」が、また、県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされます。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
手話通訳者設置人数	0	0	0	0	0	0
手話・要約筆記実利用者数	3	2	2	2	2	2

◆見込量の考え方◆

手話通訳者は、千葉県聴覚障害者協会と手話通訳者派遣の委託契約を締結していますので、町単独での設置は行いません。

手話・要約筆記実利用者数は直近2年で2人となっていたため、引き続き2人の利用を見込みます。

7 日常生活用具給付等事業

サービス名称	サービス内容
日常生活用具 給付等事業	【介護訓練支援用具】 特殊寝台や特殊マット等、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいす等を給付します。 【自立生活支援用具】 入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等、障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。 【在宅療養等支援用具】 電気式たん吸引器や盲人用体温計等、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。 【情報・意思疎通支援用具】 点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。 【排せつ管理支援用具】 ストマ用装具等、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。 【居宅生活動作補助用具（住宅改修）】 障がいのある人が自宅でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合には日常生活用具の住宅改修費として給付します（上限額あり）。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
介護訓練 支援用具	回/年	0	0	0	0	0	0
自立生活 支援用具	回/年	1	2	1	1	1	1
在宅療養 等支援用具	回/年	0	1	1	1	1	1
情報・意思 疎通支援 用具	回/年	0	2	0	0	1	0
排せつ管 管理支援用具	回/年	25	22	23	24	25	26
居宅生活 動作補助 用具(住宅 改修)	回/年	1	0	0	1	1	1

◆見込量の考え方◆

介護訓練支援用具は直近 3 年で実績がなかったため、今後も見込なしを想定しました。

自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）については実績が 0～2 回で推移しているため、引き続き毎年度 1 回の利用を見込みます。

情報・意思疎通支援用具は、令和元年に 2 人の利用があったため、今後も同水準の利用を見込みます。

排せつ管理支援用具は実績が減少傾向となっていました、引き続き同水準の利用を見込みます。

8 手話奉仕員養成研修事業

サービス名称	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

見込量						
区分	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆見込量の考え方◆

引き続き実施し、手話奉仕員の人材育成に取り組めます。

9 移動支援事業

サービス名称	サービス内容
移動支援事業（個別支援型）	障がいのある人が社会生活や余暇活動等で外出が必要な際にヘルパーを派遣し、移動に必要な支援(介助)を行います。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
移動支援事業(個別支援型)	人/年	5	7	7	8	9	11
	時間/年	442	263	175	360	405	495

◆見込量の考え方◆

利用人数は増加傾向、利用時間は減少傾向となっていました。引き続き増加を見込み、利用時間の増加にも対応できるように提供体制を確保します。

10 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。地域活動支援センターは、一般就労が難しい方に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。

機能強化事業は以下の3つの種類に分類されます。

サービス名称		サービス内容
機能強化事業	I型	専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。 夷隅郡市2市2町では、平成21年度からいすみ市に「いすみ地域活動支援センターレインボー」を共同設置し、基礎的事業と機能強化事業I型を実施しています。レインボーは、平成26年度に本町内に移転し開設されています。
	II型	在宅で障がいのある人のうち、地域での就労が困難な方が通所し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。（1日当たりの実利用人員15名以上）
	III型	在宅で障がいのある人のうち、地域での就労が困難な方が通所し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。（1日当たりの実利用人員10名以上）
基礎的事業		利用者に対して、創作活動、生産活動、社会との交流等の機会を提供します。

見込量							
区分	単位	実績値（R2年度は見込値）			計画値		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	65	69	71	73	75	77

◆見込量の考え方◆

地域活動支援センターは引き続き1か所を確保します。利用人数は平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にありますので、今後も増加を見込みます。

11 日中一時支援

サービス名称	サービス内容
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がいのある人の家族等の負担軽減を図る事業です。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
日中一時支援事業	人/年	11	6	6	7	8	9

◆見込量の考え方◆

利用人数は令和元年に減少したのち横ばいとなっていたため、今後はやや増加することを見込みます。

12 訪問入浴サービス事業

サービス名称	サービス内容
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な方に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供する事業です。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
訪問入浴サービス事業	件/年	1	1	1	1	1	1

◆見込量の考え方◆

実績は直近 3 年間で 1 件となっていたため、引き続き年間 1 件の利用を見込みます。

13 知的障がい者職親制度

サービス名称	サービス内容
知的障がい者職親制度	知的障がい者が職親のもとで、一般就労を目指して生活指導や技能習得訓練等を行う事業です。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
知的障がい者職親制度	人/年	1	1	1	1	1	1

◆見込量の考え方◆

実績は直近 3 年間で 1 人となっていたため、引き続き年間 1 人の利用を見込みます。

14 自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成

サービス名称	サービス内容
自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成	自動車運転免許取得費助成は、障がいのある人が自動車運転免許を取得する際、その費用を助成するものです。自動車改造費助成は、身体障がいのある人が、自家用車等を障がいの状況に応じて改造する際、その改造費を助成するものです。

見込量							
区分	単位	実績値（R2 年度は見込値）			計画値		
		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3年度	R4年度	R5年度
自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成	人/年	2	0	1	1	1	1

◆見込量の考え方◆

実績は直近 3 年間で 0～2 人となっていたため、年間 1 人の利用を見込み提供体制を確保します。